「定期購入」に関するトラブルが急増！

事例

　インターネット広告で「初回格安」と表示のあった化粧品を購入した。一度だけのお試しのつもりが定期購入だった。

解説

　インターネット通販のサプリメントや化粧品の定期購入の相談が後を絶ちません。

　最近では、「いつでも解約できると表示があるので定期購入の契約をしたが、いざ解約しようとすると、解約専用電話がつながらない」という相談のほかに、「次回発送日の 10 日前までに連絡が必要」、「約 1 万円の解約手数料が必要」などといった解約条件がつけられたという相談が多いです。ウェブサイトでは、「定期縛りなし」、「いつでも解約できる」と広告に表示されていても、実際には容易に解約できないケースもあります。

　通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。インターネット通販の場合は、「特定商取引法に基づく表示」として詳しい契約条件をウェブサイト上に必ず記載するよう法律で定められています。契約する前に「特定商取引法に基づく表示」を確認し、内容を充分に吟味したうえで購入しましょう。